

旭川市地域材活用住宅建設補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における住宅に関して北海道の木材の利用促進及び脱炭素住宅の普及並びに子育て世帯及び二世帯の住宅取得支援に資するため、当該木材を使用した高性能住宅を新たに取得する者に予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号による。

- (1) 新築住宅 新たに建築する住宅をいう。
- (2) 建売住宅 不特定の者への販売を目的とした住宅であって、一度も入居されていない住宅をいう。
- (3) 住宅 旭川市内（以下「市内」という。）に建築する、主として居住の用に供する家屋をいう。ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、公営住宅その他これらに類するものを除く。
- (4) 附帯施設 住宅と別棟とする、居住以外の用途に供する施設をいう。
- (5) 併設店舗等 住宅に併設された、居住以外の用途に供する部分をいう。
- (6) 一戸建形式 住戸の別がない又は住戸の別があるが全ての住戸に内部で往来可能な形式をいう。
- (7) 地域材 北海道内の森林から産出され、かつ、北海道内で加工された木材をいう。
- (8) ZEH住宅 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年告示第489号）によるBELS評価書（ZEHマークが表示されたもの）の交付を受けた住宅（Nearly ZEH, ZEH Orientedを含む。）をいう。
- (9) 北方型住宅2020 北海道で設定した北方型住宅基準（2020年基準）の認定を受けた住宅をいう。
- (10) 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。
- (11) 低炭素住宅 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅をいう。
- (12) 申請者 本補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (13) 承継人 申請者が死亡等やむを得ない事情により補助金に係る手続を継続できなくなったときに、その手続を承継する者で次のいずれかに該当する者をいう。ただし、第5条各号に該当する者を除く。

ア 住宅の居住予定者

イ 住宅の工事請負契約の発注者又は売買契約の買主

- (14) 上川管内 北海道行政組織規則（昭和41年4月1日規則第21号）第35条による北海道上川総合振興局の所管区域及び同規則第37条に掲げる市の区域をいう。
- (15) 旭川市内産の木材 旭川市の行政区域内又は旭川市が所有する森林から産出された木材をいう。
- (16) 産地証明 北海道森林組合連合会又は北海道木材産業協同組合連合会により木材の産地を証明することができる者として認定された事業者が、木材の産地の証明を行うことをいう。
- (17) 二世帯同居 交付申請日時点で、2以上の世帯が同一の住宅と一緒に住むことをいう。

第2章 補助対象

(対象住宅)

第3条 補助金の対象とする住宅（以下「対象住宅」という。）は、新築住宅又は建売住宅であり、第14条第1項の交付申請の日において次の各号の全てに適合する住宅及び附帯施設とする。

- (1) 申請年度の4月1日以降から第14条第2項の期間の末日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項の検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けた住宅
- (2) 地域材が15m³以上使用されている住宅
- (3) ZEH住宅、北方型住宅2020、長期優良住宅若しくは低炭素住宅のうちいずれかの認定を受けた住宅又はこれらと同等の性能基準を満たした住宅として認定若しくは交付を受けた住宅
- (4) 一戸建形式の住宅。ただし、住戸の戸数が2以下の住宅に二世帯同居を行うときは、この限りでない。
- (5) 併設店舗等がない住宅。ただし、併設店舗等があるときは、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅
- (6) 市内に本店を置く事業者が施工した住宅
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画区域内に建築した住宅

(対象者)

第4条 補助金の対象とする者（以下「対象者」という。）は、第14条第1項の交付申請の日において次の各号の全てに適合する申請者とする。

- (1) 対象住宅に住民登録を行った者。ただし、申請者が単身赴任等の事由により自己の居住の用に供することができない場合等は、申請者の2親等以内の親族が対象住宅に住民登録を行っていること。
- (2) 対象住宅の工事請負契約の発注者又は売買契約の買主
- (3) 対象住宅及び土地の全てを所有している者。ただし、対象住宅及び土地の全てを所有していないときは、全ての所有者から補助金の申請及び工事の実施について承諾を得ている者

(除外要件)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、対象者から除外する。

- (1) 直近の所得が550万円を超える世帯員がいる者
- (2) 市税を滞納している者

- (3) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者である者
- (4) 虚偽の申請その他補助金の手続において不正を行った者
- (5) その他法令又は公序良俗に反するおそれがあるなど、補助金を交付することが適当でないと判断された者

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、一律100万円とする。

2 第3条第2号の地域材が、次の各号の区分に該当するときは、当該各号の額を前項の額に加算することができる。ただし、次の各号を重複して適用することはできない。

- (1) 旭川市内産の木材で、かつ、上川管内で加工した木材を5 m³以上使用するとき 50万円
- (2) 旭川市内産の木材で、かつ、上川管内で加工した木材を10 m³以上使用するとき 100万円
- (3) 旭川市内産の木材で、かつ、上川管内で加工した木材を15 m³以上使用するとき 150万円
- (4) 旭川市内産の木材で、かつ、上川管内で加工した木材を20 m³以上使用するとき 200万円
- (5) 旭川市内産の木材で、かつ、上川管内で加工した木材を25 m³以上使用するとき 300万円

3 第14条第1項の交付申請を行う時点で、対象住宅に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者の親族が住民登録を行っているときは、第1項の額に100万円を加算することができる。この場合の親族とは、対象者の子（妊娠中の子を含む。）又は孫をいう。

4 第14条第1項の交付申請を行う時点で、対象者が対象者からみて3親等以内の親族と対象住宅に二世帯同居しているときは、第1項の額に100万円を加算することができる。

5 前二項を重複して適用することはできない。

（重複補助の制限）

第7条 第9条の認定申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- (1) 本補助金を複数回申請する者
- (2) 同一年度に旭川市住宅改修補助金又は旭川市住宅雪対策補助金を申請する者
- (3) 国又は北海道の同種の補助制度を申請する者

(重複補助の特例)

第8条 前条第1号の規定は，認定申請を行う日が，過去に本補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から10年以上経過しているときは適用しない。

第3章 事務手続

(認定申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に先立ちあらかじめ認定申請を行う。

- 2 補助金の認定申請は、別に定める申請書及び関係書類を提出することにより行う。
- 3 認定申請を受け付ける期間は、別に定める。ただし、その期間内に提出された全ての認定申請に係る補助金の額の合計が募集予算額を超えたときは、当該期間内であっても認定申請の提出の受付を締め切ることがある。
- 4 第2項の認定申請の審査において疑義又は申請内容の不備があると認めるときは、当該疑義等の内容について、期限を定め報告又は是正を求める。

(認定)

第10条 前条の申請書類の提出を受けた場合において、その申請が第2章に定める補助対象と認められるときは、その申請を認定し、当該申請者に次の各号の条件を附して認定した旨を通知する。

- (1) 対象住宅の工事が完了し、住民登録が完了したときは、別に定める期日までに第14条第1項の交付申請の手続を行うこと
 - (2) 認定申請内容に変更が生じたときは、第17条第1項及び第2項に定める変更申請等を行うこと
 - (3) 補助金を辞退するときは、速やかに第18条に定める補助金の辞退の手続を行うこと
- 2 前項の認定の通知後に申請内容の変更等によりその申請が第11条各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消し、その旨を通知する。

(認定しない旨の決定)

第11条 第9条の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請を認定しないことを決定し、当該申請者にその旨を通知する。

- (1) 第2章に定める補助対象と認められないとき
- (2) 第12条第1項の補欠登録を受けた者の申請が、第13条による認定に至らなかったとき
- (3) 第18条による補助金を辞退するとき
- (4) 第9条第2項の認定申請において不正を行ったと認められるとき
- (5) 第9条第4項の報告又は是正措置を行わなかったとき

(補欠候補者及び補欠登録)

第12条 第9条第3項ただし書きにより認定申請の提出の受付を締め切った場合におい

て、認定の辞退等で補助金の募集予算額に余裕が生じたときのため、補欠候補者を募集し、第9条第2項による申請書等の提出をもって、受付順に補欠登録を行う。

2 前項の補欠候補者の募集期間等は、別に定める。

(補欠繰上)

第13条 補助金の募集予算額に余裕が生じた場合において、前条による補欠登録を受けた者の申請が第2章に定める補助対象と認められるときは、予算額に応じて受付順が上位の者からその申請を認定し、第10条第1項各号の条件を附して認定した旨を通知する。

(交付申請)

第14条 補助金の交付申請は、第10条第1項、前条又は第17条第3項による認定を受けた者が、別に定める申請書及び関係書類を提出することにより行う。

2 交付申請を受け付ける期間は、別に定める。

3 第1項の交付申請の審査において疑義又は申請内容の不備があると認めるときは、当該疑義等の内容について、期限を定め報告又は是正を求める。

(交付の決定及び額の確定)

第15条 前条の申請を受けた場合において、その申請が第2章に定める補助対象と認められるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その申請者に次の各号の条件を附して交付の決定及び額の確定を行った旨を通知する。

(1) 交付申請の内容に変更が生じたときは、第17条第1項及び第2項に定める変更申請等を行うこと

(2) 補助金を辞退するときは、速やかに第18条に定める補助金の辞退の手続を行うこと

(3) 通知日以降に補助金に関しての報告を求められたとき又は是正の指示を受けたときは、その内容に従うこと

(4) 補助金の交付を受けた日が属する年度の末日から起算して10年の間、本補助金により取得した住宅を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、承認を得ること

(不交付の決定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の不交付とすることを決定し、当該申請者にその旨を通知する。

(1) 第2章に定める補助対象と認められないとき

(2) 第14条第2項の期間の末日までに交付申請の手続を行わなかったとき

(3) 第14条第3項の報告又は是正措置を行わなかったとき

(4) 第18条による補助金を辞退するとき

(5) 交付申請の手續において不正を行ったと認められるとき

2 前項により不交付を決定したときは、第10条第1項の認定を取り消し、当該申請者にその旨を通知する。

(変更申請等)

第17条 補助金の認定又は交付申請の内容の変更は、その変更内容が第6条第2項から第4項までによる補助金の加算額の減少に該当するときに限り、別に定める申請書に変更内容が確認できる資料を添付して提出することにより行う。

2 前項に該当しない内容の変更に係る手續は、変更内容が確認できる資料を提出することにより行う。

3 第1項及び前項の変更申請等があったときは、第2章に定める補助対象と認められるかを確認し、認定若しくは認定しない旨又は交付若しくは不交付を決定し、当該申請者に通知を行う。この場合において、当該申請が認定通知者又は交付決定者によるものであるときは、従前の認定又は交付の決定を取り消す。

(補助金の辞退)

第18条 補助金の認定又は交付を辞退するときは、別に定める辞退届を提出することにより行う。

(補助金の請求)

第19条 補助金の請求は、第15条の補助金の額の確定後に、別に定める請求書を提出することにより行う。ただし、補助金の振込先の口座名義が申請者の名義でないときは、旭川市会計管理者宛の補助金の受領の権限に関する委任状を併せて提出する。

(補助金の交付)

第20条 補助金は、前条の請求を受けたとき速やかに交付する。

第4章 雑則

(補助金の返還)

第21条 補助金の交付後に補助金に係る不正を認知したとき又は補助金の返還が必要であると認めるときは、その補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがある。

(承継)

第22条 補助金に係る事務手続の承継を希望するときは、承継人が別に定める承継願を提出する。

2 前項の承継願が提出された場合、提出者と申請者の関係が明らかにならないときは、当該提出者に申請者との関係を示す書類の提出を求めることがある。

(調査)

第23条 補助事業の適正な執行のために必要と認めるときは、申請者及び申請者の属する世帯の世帯員の個人情報並びに現地の調査を行うことがある。この場合において、特段の事情がない限り事前に関係者に同意を得るものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。